

建築物移動等円滑化基準チェックリスト

施設等の欄の「第 条」はバリアフリー法施行令の該当条文

一般基準

施設等	チェック項目	
廊下等 (第 11 条)	表面は滑りにくい仕上げであるか	
	点状ブロック等の敷設 (階段又は傾斜路の上端に近接する部分) 1	
階段 (第 12 条)	手すりを設けているか (踊場を除く)	
	表面は滑りにくい仕上げであるか	
	段は識別しやすいものか	
	段はつまずきにくいものか	
	点状ブロック等の敷設 (段部分の上端に近接する踊場の部分) 2	
	原則として主な階段を回り階段としていないか	
傾斜路 (第 13 条)	手すりを設けているか (勾配 1 / 12 以下で高さ 16 cm 未満の傾斜部分は免除)	
	表面は滑りにくい仕上げであるか	
	前後の廊下等と識別しやすいものか	
	点状ブロック等の敷設 (傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) 3	
便所 (第 14 条)	車いす使用者用便房を設けているか (1 以上)	
	(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	水洗器具 (オストメイト対応) を設けた便房を設けているか (1 以上)	
	床置き式の小便器、壁掛式小便器 (受け口の高さが 35 cm 以下のものに限る) その他これらに類する小便器を設けているか (1 以上)	
ホテル又は 旅館の客室 (第 15 条)	客室の総数が 50 以上で、車いす使用者用客室を 1 以上設けているか	
	便所 (同じ階に共用便所があれば免除)	-
	(1) 便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2) 出入口の幅は 80 cm 以上であるか (当該便房を設ける便所も同様)	
	(3) 出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか (当該便房を設ける便所も同様)	
	浴室等 (共用の浴室等があれば免除)	-
	(1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3) 出入口の幅は 80 cm 以上であるか	
	(4) 出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

- 告示で定める以下の場合を除く (告示第 1497 号)
 - 勾配が 1 / 20 以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - 高さ 16 cm 以下で勾配 1 / 12 以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - 自動車車庫に設ける場合
- 告示で定める以下の場合を除く (告示第 1497 号)
 - 自動車車庫に設ける場合
 - 段部分と連続して手すりを設ける場合
- 告示で定める以下の場合を除く (告示第 1497 号)
 - 勾配が 1 / 20 以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - 高さ 16 cm 以下で勾配 1 / 12 以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - 自動車車庫に設ける場合
 - 傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

一般基準

施設等	チェック項目	
敷地内の 通路 (第16条)	表面は滑りにくい仕上げであるか	
	段がある部分	-
	(1)手すりを設けているか	
	(2)識別しやすいものか	
	(3)つまずきにくいものか	
	傾斜路	-
	(1)手すりを設けているか (勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)	
	(2)前後の通路と識別しやすいものか	
駐車場 (第17条)	車いす使用者用駐車施設を設けているか (1以上)	
	(1)幅は350cm以上であるか	
	(2)利用居室までの経路が短い位置に設けられているか	
標識 (第19条)	エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	
案内設備 (第20条)	エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く)	
	エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか	
	案内所を設けているか(、の代替措置)	

視覚障害者移動等円滑化経路 (道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準)

施設等	チェック項目	
案内設備 までの経路 (第21条)	線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置 (風除室で直進する場合は免除) 1	
	車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか 2	

1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等や音声誘導装置で誘導する場合

2 告示で定める以下の部分を除く(告示第1497号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

移動等円滑化経路（利用居室、車いす使用者用便房・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準）

施設等	チェック項目	
(第18条第2項第一号)	階段・段が設けられていないか（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は免除）	
出入口 (第二号)	幅は80cm以上であるか	
	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
廊下等 (第三号)	幅は120cm以上であるか	
	区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか	
	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
傾斜路 (第四号)	幅は120cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）であるか	
	勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか	
	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
エレベーター 及びその乗 降ロビー (第五号)	かごは必要階（利用居室又は車いす使用者用便房・駐車施設のある階、地上階）に停止するか	
	かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	かごの奥行きは135cm以上であるか	
	乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合	-
	(1)上記 から を満たしているか	
	(2)かごの幅は、140cm以上であるか	
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	
	不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するもの場合 1	-
	(1)上記 から を満たしているか	
	(2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	
(3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか		
(4)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		
特殊な構造 又は使用形 態のエレベ ーターその 他の昇降機 (第六号)	エレベーターの場合	-
	(1)段差解消機（平成12年建設省告示第1413号第1第七号のもの）であるか	
	(2)かごの幅は70cm以上であるか	
	(3)かごの奥行きは120cm以上であるか	
	(4)かごの床面積は十分であるか（車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合）	
	エスカレーターの場合	-
(1)車いす使用者用エスカレーター（平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの）であるか		
敷地内の 通路 (第七号)	幅は120cm以上であるか	
	区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか	
	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	傾斜路	-
	(1)幅は120cm以上（段に併設する場合は90cm以上）であるか	
	(2)勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか	
(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか（勾配1/20以下の場合は免除）		
(第3項)	上記 から は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る	

1 告示で定める以下の場合を除く（告示第1494号）

- ・自動車車庫に設ける場合

建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト

施設等の欄の「第 条」はバリアフリー法誘導基準省令の該当条文

一般基準

施設等	チェック項目	
出入口 (第2条)	出入口 (便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く)	-
	(1)幅は90cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	ー以上の建物出入口	-
	(1)幅は120cm以上であるか	
廊下等 (第3条)	(2)戸は自動的に開閉し、前後に水平部分を設けているか	
	幅は180cm以上(区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所がある場合、140cm以上)であるか	
	表面は滑りにくい仕上げであるか	
	点状ブロック等の敷設 (階段又は傾斜路の上端に近接する部分) 1	
	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	側面に外開きの戸がある場合はアルコーブとしているか	
	突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	
休憩設備を適切に設けているか		
階段 (第4条)	上記、 は車いす使用者の利用上支障がない部分(2)については適用除外	
	幅は140cm以上であるか(手すりの幅は10cm以内まで不算入)	
	けあげは16cm以下であるか	
	踏面は30cm以上であるか	
	両側に手すりを設けているか(踊場を除く)	
	表面は滑りにくい仕上げであるか	
	段は識別しやすいものか	
	段はつまずきにくいものか	
点状ブロック等の敷設(段部分の上端に近接する踊場の部分) 3		
傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置 (第5条)	主な階段を回り階段としていないか	
	階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは第7条のエレベーターに限る)を設けているか	
	上記 は車いす使用者の利用上支障がない場合(4)は適用除外	

- 1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)
 - ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・自動車車庫に設ける場合
- 2 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分(告示第1488号)
- 3 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)
 - ・自動車車庫に設ける場合
 - ・段部分と連続して手すりを設ける場合
- 4 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずる階段である場合(告示第1488号)

一般基準

施設等	チェック項目	
傾斜路 (第6条)	幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)であるか	
	勾配は1/12以下であるか	
	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
	両側に手すりを設けているか(高さ16cm以下の傾斜部分は免除)	
	表面は滑りにくい仕上げであるか	
	前後の廊下等と識別しやすいものか	
	点状ブロック等の敷設(傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) 1	
	上記 から は車いす使用者の利用上支障がない部分(2)については適用除外	
エレベーター (第7条)	必要階(多数の者が利用する居室又は車いす使用者用便所・駐車施設・客室・浴室等のある階、地上階)に停止するエレベーターが1以上あるか	
	多数の者/主として高齢者、障害者等が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	-
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	多数の者/主として高齢者、障害者等が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	-
	(1) のすべてを満たしているか	
	(2)かごの幅は140cm以上であるか	
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	
	(4)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	-
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	(6)かごの幅は140cm以上であるか	
	(7)かごは車いすが転回できる形状か	
	不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	-
	(1) (2)、(4)、(5)、(7)を満たしているか	
	(2)かごの幅は160cm以上であるか	
	(3)かご及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか	
	(4)乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか	
	(5)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	-
	3	
	(1) のすべて又は のすべてを満たしているか	
	(2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	
	(3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	(4)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	

1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

2 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分(告示第1488号)

3 告示で定める以下の場合を除く(告示第1487号)

- ・自動車車庫に設ける場合

一般基準

施設等	チェック項目	
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (第8条)	エレベーターの場合	-
	(1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第七号のもの)であるか	
	(2)かごの幅は70cm以上であるか	
	(3)かごの奥行きは120cm以上であるか	
	(4)かごの床面積は十分であるか(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)	
	エスカレーターの場合	-
便所 (第9条)	車いす使用者用便房を設けているか(各階原則2%以上)	
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)車いす用便房及び出入口は、幅80cm以上であるか	
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか(各階1以上)	
	車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか(当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く)	
	床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか(各階1以上)	
ホテル又は旅館の客室 (第10条)	車いす使用者用客室を設けているか(原則2%以上)	
	(1)幅は80cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	便所(同じ階に共用便所があれば免除)	-
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか(当該便房を設ける便所も同様)	
	(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)	
	浴室等(共用の浴室等があれば免除)	-
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
(3)出入口の幅は80cm以上であるか		
(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		

一般基準

施設等	チェック項目	
敷地内の通路 (第 11 条)	幅は180cm以上であるか	
	表面は滑りにくい仕上げであるか	
	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	段がある部分	-
	(1)幅は140cm以上であるか(手すりの幅は10cm以内までは不算入)	
	(2)けあげは16cm以下であるか	
	(3)踏面は30cm以上であるか	
	(4)両側に手すりを設けているか	
	(5)識別しやすいものか	
	(6)つまずきにくいものか	
	段以外に傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けているか	
	傾斜路	-
	(1)幅は150cm以上(段に併設する場合は120cm以上)であるか	
	(2)勾配は1/15以下であるか	
	(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は免除)	
	(4)両側に手すりを設けているか(高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)	
	(5)前後の通路と識別しやすいものか	
上記、、、(1)から(3)は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る		
上記、、、(1)から(3)は車いす使用者の利用上支障がないもの(1)は適用除外		
駐車場 (第 12 条)	車いす使用者用駐車施設を設けているか(原則2%以上)	
	(1)幅は350cm以上であるか	
	(2)利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか	
浴室等 (第 13 条)	車いす使用者用浴室等を設けているか(1以上)	
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
標識 (第 14 条)	(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
案内設備 (第 15 条)	標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	
	エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く)	
	エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか	
	案内所を設けているか(、の代替措置)	

1 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分(告示第1488号)

視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備までの主な経路に係る基準） 1

施設等	チェック項目	
案内設備までの経路 (第16条)	線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（風除室で直進する場合は免除） 1	
	車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか 2	

1 告示で定める以下の場合を除く（告示第1489号）

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等又は音声誘導装置で誘導する場合

2 告示で定める以下の部分を除く（告示第1497号）

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等